

令和6年5月
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

令和6年5月17日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 照川 由美子 君	副市長 竹下 正 男 君
副市長 加藤 正 倫 君	教育長 岩瀬 好 央 君
政策統括監 青山 大 輔 君	総務課長 屋代 浩 君
企画課長事務取扱	
財政課長 軽 込 一 浩 君	情報政策課長 高橋 吉 造 君
消防防災課長 鈴木 和 幸 君	税務課長 大野 弥 君
市民課長 渡邊 弘 則 君	高齢者支援課長 篠宮 寛 敬 君
福祉課長 水野 伸 明 君	生活環境課長 渡邊 知 幸 君
都市建設課長 栗原 幸 雄 君	農林水産課長 君塚 恒 寿 君
観光商工課長 岩瀬 由美子 君	会計課長 吉田 智 絵 君
学校教育課長 紫関 左 恭 君	生涯学習課長 大森 基 彦 君
水道課長 窪田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 局長 平松 等 君	議会係 長 小高 茂 君
---------------	--------------

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

(勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について)

議案第31号 勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 報告

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

開 会

令和6年5月17日(金) 午前10時開会

○議長(佐藤啓史君) おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより令和6年5月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

会 期 の 決 定

○議長(佐藤啓史君) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤啓史君) 御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(佐藤啓史君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において渡辺ヒロ子議員及び岩瀬清議員を指名いたします。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（佐藤啓史君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、既に各議員に配付してありますので、御了承願います。

日程第3、議案を上程いたします。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第30号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年2月21日に公布され、同日から施行されたこと及び地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布され、原則同年4月1日から施行されることに伴い、勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、課税事務上、緊急を要するため、去る3月31日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、御承認をいただこうとするものであります。

主な改正点について申し上げますと、1点目は、令和6年度分の個人住民税について、納税義務者の所得割額から特別控除額を控除する、いわゆる定額減税を実施するものであります。特別控除額については、納税義務者本人につき1万円及び控除対象配偶者または扶養親族1人につき1万円の合計額となります。

2点目は、令和6年能登半島地震による損失金額を、令和6年度分の個人住民税に係る雑損控除の適用対象とすることができる特別措置を講じるものであります。

3点目は、固定資産税について、令和6年度から令和8年度までの間、土地に係る負担調整措置の仕組みを継続することとしたものであります。

このほか、法令の改正等に伴う規定の整備をしたものであります。

以上で、議案第30号の提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのですが、発言通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は、電子表決システムにより行います。会議規則により、いずれのボタンも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなされますので、御注意願います。

初めに、議案第30号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第30号は、承認することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第31号 勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第31号 勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律が施行され、信用保証付き融資について、中小企業者が一定の要件を備えている法人である場合には経営者保証を必要としないとされたことに伴い、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

以上で、議案第31号の提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入ります。発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに、発言は簡潔・明瞭をお願いします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） それでは、私のほうから議案第31号 勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちらについて2点質問をさせていただきます。

この今し方、市長から説明がありましたように、国の法改正に伴って、それで改正していくんだよという内容と承知をしております。これ目的としましては、中小企業あるいは個人企業が円滑に融資を受けることによって経営の支援をして景気等の底支えをしていくと、そういう国の目的があるというふうに理解をしております。今回のこの条例の改正につきまして、細部について、本条例に附則しています施行規則、その内容を確認いたしますと、この融資に供するその原資というのは、市の預託金、それと金融機関の自己資金、これを合わせたものがその原資となると、そのようになっております。としますと、仮に、この融資そのものが不良債権化した場合、市としては預託金の範囲においてリスクとして捉えなければならないのかなと、そのように理解をしております。がゆえに、現行条例では、連帯保証人を立てるということで、この預託金を保全する、そのような決まりがございます。ただ、本改定においては、この連帯

保証人の徴求については、一部法人の代表については必要に応じて行うということですが、そのほかについては原則不要ということになっております。

そこで質問です。今後は、今まで行ってきた連帯保証人の徴求というものを行わずに融資がされるわけですが、その際、市が拠出しております預託金についての保全、これはどのように行っていくのか、お伺いします。

2点目です。担保提供規定についてなんですけれども、議案審議資料の、これは議案第31号のところですね。ここには第8条として今回の改正後あるいは現行ということで比較資料がございます。その下に、両方とも略とされておりますが、2項がございます。この2項というのは、これを確認いたしますと、資金を受けようとする者は保証協会において担保の提供を求められたときは当該担保を提供しなければならない、これはそのまま残るわけですね。そうしますと、先ほど、本来の目的でありますスムーズに融資を行うという、その改定に対して一部、この条項が足かせになる部分もあるのではないかな。本来であれば、この担保についても軽減なり削除なりがされて円滑な融資につながっていくというふうに考えるんですけれども、第8条の2に規定されている担保提供の部分について変更がない、その理由が分かりましたら聞かせいただきたいと思います。

以上2点です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず1点目の預託金に関することでございます。この市の預託金についてでございますが、その大きな目的というのは、金融機関の貸付けにおける原資の一部にするということでございます。同時に、市と各金融機関との間で締結しております中小企業資金融資に関する覚書におきまして、本融資については全て信用保証協会の信用保証付きとしていることから、連帯保証人を不要とした貸付けであっても特段不利益が及ぶものではないと考えております。

続きまして、担保の提供についての御質問でございます。まず本条例につきましては、千葉県信用保証協会の信用保証に基づく資金融資を円滑化することとしていることから、この担保の提供につきましても、この信用保証協会の様々なメニューの中で必要なもの、必要でないものといったものがございまして、この制度に基づく融資でございますので、本条例の担保についての変更はいたしておりません。また、これは資金融資の必要な制度でもございますので、円滑化の妨げになるといった性質のものではないと考えております。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。1番目、2番目、総合しての話になりますけれども、まず保全については、ごめんなさい、担保のほうですね。これは保証協会のほうの判断でということなんです、さきに挙げました預託金と融资本体の部分についても、これまで連帯保証人等が必要だったのは、保証協会において連帯保証人が必要だという、そういう判断をしたものということの規定でございますけれども、そうすると担保のほうは残り連帯保証人が不要というのがちょっと違和感としてあるんですが、その辺の釈明ができればお願いしたいんですが。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この貸付け自体が、先ほども申し上げました

とおり、信用保証付きの貸付けということになりますので、仮に借主さんの返済が滞った場合におきましても、信用保証協会が金融機関に立替払いを行うといったことになろうかと思えます。保証料を払って保証を、保証人というような形でしょうか、保証人に代わるような信用保証協会の保証がつくというような立てつけのものでございますので、担保におきましても、その預託金の保全というか、預託金が何か不利益になるようなことではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 今のお話は分かりました。ただ、書いてある場所はちょっと今すぐ出てこないんですけども、保証協会のほうで、この融資によって損失、大きな瑕疵といいますか、過失なく損失があった場合には、2割を限度に市のほうでこれを補償するというルールがあったと思うんですが、そうすると、その保全という意味もあろうかと思えます。私もちょっと質問が下手くそで、これ3回目になりますので、その辺は細かくやっていきますと、なかなか分かりづらいところもあります。

そうしますと、最後に1つ、大変重要なことです。今までのお話の中、保証協会のほうで、しっかりした審査の上でやっていくんだという全体の流れだとは思いますが、私が懸念しているのは、一部企業、個人への融資が、市の財政を介して間接的に市民の負担になる、そういった懸念はないのかというところがポイントでございます。それがないということを確認したいのですが、その辺はいかがでしょう。市民の負担、すなわち財政を通じての間接的な負担になり得るのか、なり得ないのか、そこをお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。そうですね。確かに規則の中で2割を限度としてというような条項ございますが、私、認識といたしましては、保証協会の信用保証付きの貸付けである以上、そこに対する不利益というのはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 私もう少し出しておけばよかったんだけど、今聞いていて、この問題、個人的に担当課長とかその辺に聞けばいいんだけど、この条例改正のというか、貸付けに関しまして、要は、今までは保証協会を通して担保取らないで、担保って、保証人の問題は保証協会がやっているものだと私は認識している中で、今回、保証協会がそれを担保し、保証協会を通さなくとも勝浦市は今まで貸していたんじゃないかという面で私は認識しているんですけど、これ全部、保証協会通してやるということになりますと、じゃあ金を勝浦で融資、1%の利子補給していますよね。その1%の利子補給が結局されても、借りた本人のほうに行かなく、全部保証協会にキックバックされるような感じになるんじゃないかと。そうしたときに、事業者としては、銀行、公庫でもそうなんです、先ほどの並べられた金融機関から借入れを起したときに、その辺で保証協会を常に通しながら勝浦市の利子補給をもらわなければいけないかと。これ対金融機関との話の中で、金利を決めた話の中で、そういう中の担保として保証協会を通すって話になりますと、結局、じゃあ保証協会通さなくとも、その金利の中で話ができ

ちやうものが、常に。保証協会というのはどういう役所なのかって問題もあるんですけど、常に保証協会を迂回しての貸付けになるのかって話になっちゃうと思うんですけど、その辺は勝浦市として、その辺はどのように見ていくのか。これは担当課長もそこまでどうなのか。ちょっと今疑問に思ったものですから、それだけです。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員、1回でよろしいですね。

答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。ここにつきましては毎年、金融機関さんと、金利であるとか中小企業資金融資制度に関する覚書というのは市内の金融機関さんと直接それぞれ結んでいるところでございます。令和6年度も結んだところでございますが、この覚書の中で、この市の制度融資に関しましては全て千葉県信用保証協会の信用保証付きとするということで、金融機関さんとはそのような取決めをしているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第31号 勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。会議規則により、いずれのボタンも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなされますので、御注意願います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成多数であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（佐藤啓史君） 日程第4、報告であります。

報告第2号 専決処分の報告について、報告第3号 専決処分の報告について、報告第4号

専決処分の報告について、市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました報告第2号から報告第4号について申し上げます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告についてであります。本件は、1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る3月19日に専決処分いたしましたので、御報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これにより、御了承いただきたいと存じます。

次に、報告第3号及び第4号についてであります。本件は、1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る5月1日に専決処分いたしましたので、御報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これにより、御了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第2号から第4号の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、報告を終わります。

閉 会

○議長（佐藤啓史君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年5月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時26分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第30号～議案第31号の総括審議
1. 報告第2号～報告第4号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員